

休暇等に係る義務年限の取扱いについて

服務については、派遣先の規定が適用となるが、各種休暇等の取得における義務年限の取扱いについては、以下のとおり。

1 育児休業等

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
育児休業	子を養育するために認められる休業	子が3歳に達するまで	外※	※5日以内／1月は、義務年限内として認定 ※月の途中で開始・終了しても、その月は1か月義務年限外として扱う(切り上げ)
育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務 [勤務形態] ①1日3時間55分(週19時間35分) ②1日4時間55分(週24時間35分) ③週3日(週23時間15分) ④週2日半(週19時間25分)	子が小学校就学の始期に達するまで	外※ 勤務形態に応じて認定	※短時間勤務開始・終了が月途中の場合、その月は1か月勤務したものとみなす ※短時間勤務月数×(実勤務時間÷通常勤務時間[週あたり])が義務年限内として計算 ※上記計算で生じた端数は切り上げて数える ※通算5年を超える部分は、義務年限外とする
部分休業 (育児時間)	子を養育するために認められる時間 - ①1日2時間以内・30分単位 - ②1年につき計10日相当	子が小学校就学の始期に達するまで	内	

2 特別休暇(出産関係)

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
産前・産後休暇	労働基準法第65条に基づく休暇	産前:8週間 産後:8週間	内	

3 介護休暇

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
介護休暇 (介護休業)	配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる休業(1日単位)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月以内の期間	外※	※時間単位で取得するものおよび5日以内／1月は義務年限内として認定

4 病気休暇等

休暇等の種類	内容	取得期間等	義務年限の取扱い	備考
病気休暇 (傷病休暇)	負傷又は疾病により勤務できない場合に与えられる休暇	90日以内 精神障害は180日以内	内	
休職	負傷又は疾病により病気休暇を取得し、なお療養を要する場合に認められる休業	条例の定めるところによる	外	

5 その他

休暇等の種類	義務年限の取扱い	備考
上記の取扱いに含まれない欠勤	外※	※他の事例との均衡を考慮しつつ、その都度協議し決定する。ただし、やむを得ない事情により突発的かつ短期的に勤務できなかったものについては、5日以内／1月は義務年限内として認定する。